

掲載日	区部等	件名	質問事項	回答
2019/5/8	中押装置設備工関係	中押用当輪の数量等考え方について	<p>① P-12～13 中押用当輪の価格は、個あたりでしょうか？それとも組あたりでしょうか？</p> <p>② P-12～13 中押用歩行版 の価格は、組あたりの価格でしょうか？</p> <p>③ P-42～43 中押装置設備工関係 中押用当輪の摘要欄に「中押用当輪は1個とする」とありますが、『下水道用設計標準歩掛表 平成30年度（日本下水道協会）』のP-215 では「備考 中押し用当輪は、1組2個」とあります。貴協会損料参考資料の「中押用当輪は1個とする」と下水道協会の「備考 中押し用当輪は、1組2個」には、差異がありますか？</p> <p>④ 設計額積算において、貴協会損料参考資料のP-12～13 中押用当輪の価格を1倍計上しますか？ 2倍計上しますか？</p>	<p>① P-12～13 中押用当輪の価格は、個あたりです。弊協会では、『2018年度版 推進工用機械器具等損料参考資料』のP42の中押し装置図を標準と考えています。よって、1か所当り1個の当輪（箱型）を使用します。（大口径では、分割することがあるので組と表現する場合があります）</p> <p>② P-12～13 中押用歩行版の価格は、1組（1枚）あたりの価格です。</p> <p>③ P-42～43 中押装置設備工関係 中押用当輪の摘要欄に「中押用当輪は1個とする」とありますが、前述のように弊協会では、P42の図を標準と考えていますので、一か所1個の使用です。</p> <p>④ 弊協会では、設計額積算において、標準の場合は中押用当輪の価格を1倍計上としています。</p>
2019/4/22	小口径泥土圧式	機械器具損料計算方法について（単位の考え方）	<p>日本推進技術協会の推進工法用設計積算要領 小口径管推進工法 高耐荷力管推進工法編泥土圧（一工程方式・スクリュ排土方式）のE-403-2 推進工機械器具損料（2）において、先導体が（個）、標準ケーシング&スクリュが（本）、ピンチ弁（個）ホース、電気ケーブル（組もしくは本）になっています。しかし、推進工用機械器具等損料参考資料では、先導体（円/推m・個）、ケーシング、スクリュ（円/推m・本）油圧ホース、電気ケーブルが（円/推m・式）となっています。推進機械器具損料（2）に反映させるにはどのように計算すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>（円/推m・個）は、1個あたりの推進長1mあたりの価格を表しています。同様に”式”、”組”や”本”も推進長1mあたりの価格を表すもです。E-403-2 推進工機械器具損料（2）の単価は、推進工用機械器具等損料参考資料等から算出した先導体（円/推m・個）、ケーシング、スクリュ（円/推m・本）油圧ホース、電気ケーブルが（円/推m・式）の金額となります。※E-403-2 推進工機械器具損料（2）の表は、右上に示すよう単位が（1日当り）となるため、推・m当りの合計を算出した後、表中最下段のように日進量を乗じています。</p>
2019/4/18	小口径泥土圧式	異なる積算要領書への損料等の反映方法について	<p>推進工用機械器具等損料参考資料では、先導体：（円/推m・個）、ケーシング、スクリュ：（円/推m・本）油圧ホース、電気ケーブルが（円/推m・式）となっていますが、先導体が（個）、スクリュ、ケーシングが（本）、ホース、電気ケーブル（組もしくは本）となっている他の積算要領での歩掛りへのどのように反映すればよろしいでしょうか。</p>	<p>当協会が発行している推進工用機械器具等損料参考資料での単位等は、当協会が発行する推進工法用設計積算要領に適用できるように作成しています。</p>
2019/4/16	小口径泥土圧式	タイプVII（プレストーン工法）の記載以外の土質区分における損料率について	<p>工事の対象土質区分が、エンピ・ホリゾン推進協会よりF4との回答がありました。しかし、推進工用機械器具等損料参考資料 P322からP325にかけてはA B E1 D1 E4 しか適用土質がありません。この場合には、どの土質の損料率を使用すればよろしいでしょうか。</p>	<p>タイプVII本対象土質区分ですが、当協会図書での土質区分からは範囲外となるため、工法協会の等に確認願います。</p>
2019/4/4	大口径	床板材、多段式ジャッキの推進台について	<p>1点目 p64記載の床板材について、積算資料および建設物価を参照と記載してあります。この2つの資料の中での名称は何になりますか。</p> <p>2点目 p66記載の多段式ジャッキについて、こちらに多段式ジャッキ推進台は含まれていますか。</p>	<p>① 床板材 摘要欄にもしめしているように、”松材”となります。</p> <p>② 多段式ジャッキ（P66） 推進台は含まれていません。当該設備は鋼材等で架設した仮設備上に直接組付けます。</p>
2019/2/18	機械器具損料	掘進停止による供用日の延長により基礎価格をオーバーしてしまう場合の限度額について	<p>推進機の損料は1現場あたり点検・整備費+供用日当り損料×供用日数より算出すると思いますが、供用日当り損料×供用日数が推進機の基礎価格を超過してしまう場合は、基礎価格を限度額と考えてよいのでしょうか？ 通常、基礎価格を超えるようなことはありませんが、現場にて推進が停止してしまうような状況とします</p>	<p>『当協会では推進工程の停止（一時中止）期間中での、現場にある機器については計上すべきと提案していますが、限度額については特に定めていません。</p>